

一般社団法人全日本文具協会 競争法コンプライアンス指針

第1条 基本方針

一般社団法人全日本文具協会（以下、「協会」という。）は、事業者団体としての事業活動を推進するにあたり、日本国における「私的独占の禁止および構成取引の確保に関する法律」および諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という。）を十分に尊重し、これを遵守する。

協会は、「競争法」ならびに「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を尊重し、協会の活動が市場の公正かつ自由な競争を阻害することのないよう十分な注意を払い、会員が安心して活動ができる環境を整えるためにこの指針を定める。

第2条 禁止事項

協会における諸活動およびそれを行う者は、競争法に示す次の行為、およびその疑いを惹起する行為を行わない。

- (1) 価格制限行為（商品又は役務の価格等の決定、再販売価格の制限）
- (2) 数量制限行為（商品又は役務の数量の制限）
- (3) 顧客、販路等の制限行為（取引先の制限、市場の分割、受注の配分、受注予定者の決定等）
- (4) 設備又は技術の制限行為（設備の新增設等の制限、技術の開発又は利用の制限）
- (5) 参入制限行為等（新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除すること）
- (6) 不公正な取引方法（共同の取引拒絶、取引条件等の差別扱い、排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等）
- (7) その他、競争法に抵触するおそれのある行為

第3条 会議等の運営

協会における総会、理事会、委員会等の定款および規則等に基づく会議並びに研修会その他協会が運営あるいは主催する協議機関等の会議（以下、合わせて会議という。）において、当該会議の関係者は、本指針第2条に違反する行動をしてはならない。

第4条 会議の運営に関する事務局の役割

- (1) 事務局役職員は、開催される会議に出席し、会議の話題等が本指針第2条に違反するおそれがあると判断したときは、その旨を表明して適切な議事の運営を行うよう注意を喚起する。
- (2) 事務局役職員は、会議において、事前に会議の関係者から会議資料等の提出を受け、会議資料等に基づき、当該会議の議題・目的等を確認し、競争法コンプライアンスに違反するおそれがないことを確認する。

第5条 会議の進行

- (1) 議長は、会議の進行中に、競争法コンプライアンスに違反するおそれがあると認められる発言等があったときは、直ちにその旨を指摘して発言等の中止を求め、若しくは会議出席者は議長に対して適切な議事の運営を行うように促す。
- (2) 議長又は会議に出席した事務局役職員は、競争法コンプライアンスに違反するおそれがあると認められる発言等があったときは、その事実を第10条に定める競争法コンプライアンス責任者に報告し、報告を受けた当該責任者は、発言等を行った者に対して注意喚起を行うなど適切に対応する。
- (3) 前条第1項及び本条第1項にいう「適切な議事の運営」には、議事の中断・中止のほか、当該会議の閉会を含む。

第6条 議事録の作成と管理

会議に出席した事務局役職員は、会議終了後、速やかに議事録を作成し、議事録は会議を所管する事務局が適正に管理し保管する。

第7条 懇親会等の対応

- (1) 協会が会員相互の懇親を目的として懇親会を開催する場合、事務局役職員が出席する。
- (2) 懇親会において、競争法コンプライアンスに違反するおそれがある事項が話題となったときは、出席者又は出席した事務局役職員は、発言者に対して発言の中止や話題の転換を求める。発言者及びその他の出席者がその求めに応じない場合は、当該懇親会の開催責任者（事務局役職員を含む。）は直ちに懇親会を終了させ、その事実を第10条に定める競争法コンプライアンス責任者に報告し、報告を受けた当該責任者は、発言等を行った者に対して注意喚起を行うなど適切に対応する。

第8条 統計業務

- (1) 協会が統計業務を行う場合は、事務局所管部署の管理職以上が責任者として関与する。
- (2) 協会が統計業務を行うにあたり、関係事業分野の競争を制限し若しくは阻害することがないように配慮する。
- (3) 事務局役職員は、統計業務を行うために会員から提供されたデータがその濫用により前項に規定した競争制限・競争阻害の可能性があること、並びに会員各社の事業上の秘密に係るものであることを認識し、第三者への漏洩がないように努めるとともに、会員から提供されたデータの取り扱いについては、情報が外部に流出しないよう厳重な管理を行う。

第9条 自主規格等

協会が自主規格等を策定するにあたり、自主規格等の策定に関与する者（事務局役職員を含む。）は、自主規格等の内容が、本指針第2条に違反するおそれがないよう配慮する。

第10条 競争法コンプライアンス責任者

協会の競争法コンプライアンス責任者を専務理事とし、事務局役職員は、本指針が適切に遵守されるよう関連業務を担当する。

第11条 役職員向け研修

競争法コンプライアンス責任者は、協会の事業活動が競争法に抵触しないように、事務局役職員に対して、競争法コンプライアンスに係わる研修を行う等、各人の知識およびコンプライアンス意識の向上とその維持に努める。

第12条 本指針の周知徹底

協会は、本指針をホームページに公開し、会員および協会役職員等への周知徹底を図る。

第13条 本指針の改廃

本指針の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

附則 本指針は、令和7年5月26日から適用する。